

余笹川ふれあい公園複合遊具整備事業 仕様書

1 趣旨

この仕様書は、那須町（以下「本町」という。）が実施する余笹川ふれあい公園複合遊具整備事業（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の仕様を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、この仕様書に明記されている事項を満たした上で、本事業に関する企画提案を行うことができる。

また、本事業の委託契約者は、事業期間にわたり仕様書を遵守しなければならない。

2 事業内容

本事業の事業内容は次に掲げるものとし、提案上限額には、これらのすべてを含む。

- (1) 新たな遊具に係る実施設計
- (2) 新たな遊具に係る制作、搬入、組立、設置（基礎工事を含む）
- (3) 安全施設設置（遊び場セーフティサイン、安全マット等）
- (4) 遊具設置に伴う整地（安全領域確保のための整地等）
- (5) 遊具使用上の注意看板等設置
- (6) 工事期間中の仮囲い等の安全対策

※ 提案上限額の範囲内で実現可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

3 遊具に関する事項

- (1) 提案上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 設計、製品製作、施工（基礎工事含む）等のすべてを含む。

- (2) 施工場所

余笹川ふれあい公園（栃木県那須郡那須町大字寺子乙2576番地）

※別添位置図参照

- (3) 使用対象

6歳から12歳

- (4) 配慮事項

ア 事故回避のために対象エリアの区分やサインの設置などの必要な措置を講じること。

イ 余笹川ふれあい公園の立地条件を踏まえ、遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとする。

ウ 遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。

エ 遊具の主要部材については、可能な限り木材の使用は控えること。

オ 各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。

カ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット等を適切に配置すること。

- キ 子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような遊具を設置すること。
- ク 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）に基づき、公園複合遊具を設置すること。
- ケ 本事業の実施にあたっては、「栃木県土木工事共通仕様書」に基づき実施すること。
- コ 賠償責任保険に加入した製品とすること。
- サ 基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- シ 本事業の実施に伴い、施設等を破損した場合は、本町の指示に従い受注者により補修等を行なうこと。
- ス 本事業の実施により移設や撤去が必要な施設等があれば、予算の範囲内で対応すること。ただし、移設や撤去はできる限り必要最低限の範囲内とする。
- セ 本事業の実施に伴い、施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- ソ 上記の他、提案遊具の形状等を考慮し安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材の敷設を検討すること。
- タ 近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。
- チ 保護者が容易に子ども達の状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ツ 周辺の眺望に対し、遊具の見え方を配慮すること。
- テ 障がいの有無などに関わらず、だれもが一緒に遊ぶことができる遊具の設置に配慮すること。

4 施工に関する事項

（１） 工期

契約締結日の翌日から令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）まで

（２） 施工計画

工程計画、施工方法等については、様式第 9 号により提出すること。なお、施工にあたっては、町内の土木事業者と協力して行うこと。

（３） 来場者の安全対策

ア 余笹川ふれあい公園利用者の安全を第一とすること。

イ 施工区域内への侵入等を防ぐ仮囲いや周知看板の設置、誘導員の配置など、来場者の安全確保に努めること。

（４） その他

現地における新たな複合遊具の設置に際しては、那須町教育委員会生涯学習課と協議のうえ、本施設の運営管理に支障の無いよう、作業を行うこと。

5 提案を求める範囲

（１） テーマ・整備方針

幅広い個性や好みなどを持つ子ども達と一緒に楽しく遊べ、余笹川ふれあい公園に繰り返し遊びに来たくなる遊具の提案を求める。また、余笹川ふれあい公園の性格、立地条件等に

合致したコンセプト、素材の提案を求める。

(2) 目的物の構造形式

上記「3 遊具に関する事項」を満たした上で、設置遊具の規模や機能、アイテムの組み合わせ、遊具レイアウト等について提案を求める。

(3) デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図（完成予想イラスト）、平面図及び立面図により提案を求める。

(4) 子どもの発達年齢に合わせた遊具の構成

保護者が児童の行動を見守りやすく安心して楽しく遊べる遊具、児童がアスレチック系で体力強化、バランス感覚を養える遊具について提案を求める。

(5) 維持管理を容易にするための提案

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。

(6) 安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫、また、特に子どもの予期せぬ遊び方に対しての対策等について提案を求める。

6 その他

(1) 搬入道路

遊具設置に伴い周辺の道路舗装及び公園内の既存施設を傷つける恐れがある場合は養生等により適切な対応を行なうこと。また、補修等の必要が生じた場合は、本町の指示に従い受注者により修繕を行なうこと。

(2) 作業時間帯

午前8時30分から午後5時までとし、土曜日・日曜日・年末年始は除く。ただし、監督員が認める場合はその限りではない。

(3) 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を遵守し、適正に処分すること。

7 参考資料

(1) 位置図（資料1）

(2) 平面図（資料2）

(3) 現況写真（資料3）